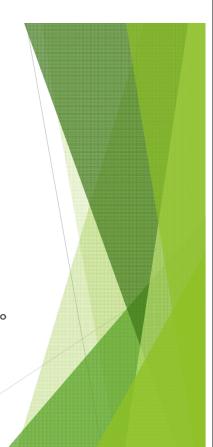


丸尾牧(兵庫県議 市民オンブズ尼崎世話人)

2024年3月12日 マスコミ等に1 枚の文書が届く

- ▶ 2024年3月12日 議会関係者、警察、マスコミに (匿名で)
- ▶ 7つの疑惑が書いてあり、公選法違反、公費の不正支出疑惑等についての記載
- ▶ (最後に)関係者の名誉を棄損することが目的ではありませんので取り扱いにはご配慮を願います。
- ▶ 後に、パソコンが押収され、個人情報まで取られる事態に



前西播磨県民局長 内部告発文書 1

齋藤元彦兵庫県知事の違法行為等について(令和6年3月12日現在)

①五百旗頭真先生ご逝去に至る経緯

令和6年3月6日に五百旗頭真先生が急逝されました。その死に至る経緯が次のとおりです。

先生は現在、ひょうご震災記念21世紀研究機構の理事長をされています。井戸敏 三兵庫県前知事から懇願され、兵庫県立大学理事長をはじめ兵庫県行政に深く関わっ てこられました。

令和3年8月に知事が反井戸の齋藤元彦氏に交代してからは知事はじめ県幹部との関係に溝が出来ていたようです。とにかく齋藤氏は井戸嫌い、年長者嫌い、文化学 術系嫌いで有名です。

- ▶ タイトル 斎藤元彦兵庫県知事の違 法行為等について
- ▶ 五百旗頭真先生ご逝去に至る経緯
- ▶ 知事選挙に際しての違法行為
- ▶ 選挙投票依頼行脚
- 贈答品の山
- ▶ 政治資金パーティ関係
- ▶ 優勝パレードの陰で
- ▶ パワーハラスメント

3月末 西播磨県民局長解任

知事等は中傷文書流布と処分決める



知事会見「嘘八百」

- ▶ 文書には事実無根の内容が多々含まれ、職員の信用失墜、名誉棄損の疑いがある。被害届や法的手続きを進めている。
- 業務時間中に「嘘八百」を流す行為は絶対 に許されない。
- ▶ 組織を立て直す意味でも綱紀粛正が必要だ と判断した。
- ▶ 定年退職を認めず懲戒処分を検討。総務部 付

前県民局長 兵庫県公益通報委員会に通報

前県民局長 反論文書公開

- ▶ 4月1日 文書は内部告発
- ▶ 自分の処遇への不平不満から出たものではない
- ▶ 情報の精度には差があり、中には一部事実でないものがあるかもしれない
- ▶ 知事は告発文書を「事実無根」と一方的に決め つけた
- ▶ 私の行為ではなく、もっと大きな違法行為、信用失墜行為についての事実関係を早急に調査すべき
- ▶ 今の県政運営に対する不信感や職員の将来を 思っての行動

公益通報委員会に通報

- ▶ 4月4日
- ▶ 前県民局長 公益通報委員 会に通報
- 内容は内部告発文書と同じ だとも言われているが不明

県部長 告発文書にあるコーヒーメーカー を受け取っていた

読売新聞スクープ4月15日

- 文書でK市の会社から知事に贈られたとされる 高級コーヒーメーカー、トースター(約6万円 相当)が3月下旬、県幹部の手で同社に返却されていた。
- ▶ 県幹部も商品を返した事実を認めている。
- ▶ 知事は「高価なものはいただけない」といった ん断った。しかし、翌日に産業労働部長から 「自分宛てに送ってほしい」と依頼があり、同 社は商品を送ったという。倉庫に置いていた。
- ▶ 県職員の規律に関する内規は「業務に関連する 贈答品は、受け取らないこと」と定めている。

コーヒーメーカー



人事課 前局長等を懲戒処分 5月7日付

前県民局長 停職3月

- ▶ 知事や一部の幹部職員を誹謗中傷する文書を作成・配布し、多方面に流出させた。
- ▶ 人事課管理職時、業務の目的外で特定職員 の顔写真データを公用PCに保存し、異動先 の公用PCに保存し、個人情報を不正に取得 し持ち出した。
- ▶ H23年から14年間にわたって、勤務時間中に計200時間程度、公用PCを使用して業務と関係のない私的な文書を多数作成し職務専念義務違反。
- R4年5月次長級職員に対して人格を否定する文書を匿名で送付するハラスメント行為を行う。

産労部長 訓告

- ▶ 県の制度を利用する県内企業から受け取ったコーヒーメーカー等について、返却するよう指示を受けたにも関わらず、半年以上にわたって返却を怠り、県民の疑念を招いた。
- 丸尾コメント 県内企業からコーヒーメーカー等を、本人の意思で受け取ったことは、 収賄等に問われる可能性もある重大な問題であり、免職の可能性があるにもかかわらず、処分理由とはならず。

県職員アンケートから見えてくるもの (事実関係不明)

パワハラ

- 知事のパワハラ10人の指摘
- ▶ 前局長の文書と同じ指摘あり
- ▶ いずれも常識を超える深刻なパワハラ案件
- 一般的にパワハラが行われてた 可能性
- ▶ 丸尾意見 パワハラアンケート などによる実態調査と再発防止 策の策定が必要

物品供与等

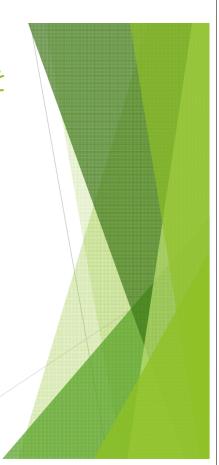
- ▶ 知事の物品受け取り7人の指摘
- ▶ 贈答品の記載は全て正しいのではとの記載
- ▶ 一般的に知事の物品受け取りが行われていた 可能性
- ▶ 丸尾意見 過去分を含め物品受け取りリスト を作成 個人受け取りは×

告発文書には事実が存在

- ▶ コーヒーメーカー受け取りが事実として存在(部長が受け取り)
- ロードバイクも提供されている
- ▶ 大量のスポーツウェアが提供されている
- ▶ パワハラ疑惑も存在(20m歩かされて)
- ▶ 政治資金パーティー 副知事が商工会議所などに購入依頼
- ▶ パレードの寄付を補うためと言われている信用金庫への補助金は存在 予算要求段階で1億円の予算案が副知事の意向を受け4億円に増額
- ▶ 他にも外形的な事実があっているものは少なからず存在
- ▶ 核心的部分についてわからないものもある

文書が公益通報だったかどうかの評価を

- ▶ 公益通報者保護法
- ▶マスコミなどに配布した告発文書の取り扱い
- ▶ 公益通報先にマスコミも含む
- ▶ 匿名もOK
- ▶ 文書に刑法に触れる可能性がある通報 コーヒーメーカー授受は収賄の可能性あり



上智大学 奥山俊宏教授 コメント

47都道府県中29自治体外部窓口

公益通報コメント

専門家 奥山教授

岐阜県	0	0	
静岡県	0	0	
愛知県	0	0	
三重県	0	THE PERSON NAMED IN COLUMN TO THE PE	
滋賀県	0	0	Š.
京都府	0	0	
大阪府	0	ger Halla Joseph L	
兵庫県	0		
奈良県	0		
和歌山県	0		

- ▶ 「通報内容に誤りや思い込みが若干含まれていても、刑法に抵触すると信じるに足る相当の理由があれば、法的保護の対象となる公益通報に該当する可能性がある」
- ▶「文書の内容が嘘八百ではなく真実相当性がそれなりにあるのであれば、『公益通報』に該当し、文書を作成した県幹部職員への報復的処遇が違法性を帯びる可能性がある。」

公益通報者保護法に触れないか?

公益通報者保護者法

- 公益通報者の探索は禁止
- ▶ 取ってはいけない行動 降格、減給、解雇などの不利益な取り扱い
- ▶ 正当な内部告発や公益通報のための文書作成は 職務専念義務違反にならない
- ▶ 不利益な取り扱いが行われた場合に、当該行為を行った労働者及び役員等に対して、行為態様、被害の程度、その他情状等の諸般の事情を考慮して、懲戒処分その他適切な措置を取る。

県当局の対応

- ▶ パソコン調査(犯人探し)
- ▶ 個人情報の取り出し
- ▶ 個人情報を持ち出して、議員などに 見せて回った可能性

×

▶ 公益通報者の処分 3カ月の停職

優勝パレードの陰で

- ▶告発文書
- ▶信用金庫への補助金を増額し、それを募金として、キックバックさせることで 行った
- ▶阪神オリックス優勝パレード 昨年11月23日実施 全額寄付で賄う方針

中小企業経営改善・成長力強化支援事業 補助金は金融機関が対象

日付	予算案金額	状況
2023年10月以前	0円	制度継続が決まっておらず
2023年11月9日	約1億円	産業労働から財政課に予算要求
2023年11月14~16日	約4億円に増額	副知事が財政課に指示
2023年11月16日	3.75億円に設定	産業労働部から財政課に予算要求額 を変更
2023年11月21日	4億円	知事査定で全体を丸く4億円で計上 するよう要求

金融機関ごとの補助額、寄付額について キックバックはあったのか?

- ▶ 13社の補助金総額は3億5565万円
- ▶補助金を受けた金融機関20社中13社が 寄付を行う
- ▶寄付金総額は1100万円~4900万円
- ▶寄付金で戻って来たのは一部

産業労働部金融機関に寄付を依頼

- ▶兵庫県産業労働部 企業30社に寄付を依頼
- ▶そのうち3社は金融機関だった
- ▶いずれも県補助金を受け取った企業

予算案増額後の金融機関からの 寄付金の動き

寄付金入金日	寄付した会社数
~11月20日	2社
11月21日~	1 1 社

真実相当性(信じるに足りる相当の理由)

- ▶ 通報対象事実について、単なる憶測や伝聞ではなく、 通報内容を裏付ける内部資料等がある場合など相当の 根拠がある場合
- ▶ 人事課は「居酒屋での噂話」と片付けている
- ▶ しかし、県職員の噂話は、当事者の話で場合もあり、 単なる噂話ではない。攻撃してくる相手に、手の内は 見せられない。現に後から、陳述書やテープも出てき た。
- ▶ 真実相当性があったと見るのが妥当な判断では?



現段階でも十分な真実相当性あり

- ▶ 補助金のキックバックとして寄付金が集められていたのかは、わからない(副知事だけが知っている?)
- ▶ 産業労働部が補助金を出している金融機関があり
- ▶ 産業労働部が寄付金を要請した金融機関があり
- ▶一般の県職員が補助金と寄付金の関係を疑うよう な状況があった

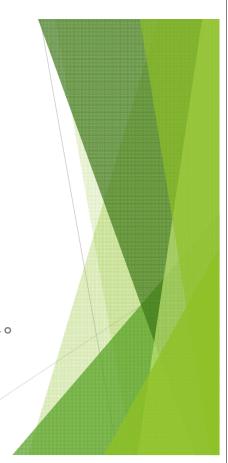
おまけ 告発文書 パワーハラスメント 記述内容の多くは正しかった

⑦パワーハラスメント

知事のパワハラは職員の限界を超え、あちこちから悲鳴が聞こえてくる。

執務室、出張先に関係なく、自分の気に入らないことがあれば関係職員を怒鳴りつける。例えば、出張先の施設のエントランスが自動車進入禁止のため、20m程手前で公用車を降りて歩かされただけで、出迎えた職員・関係者を怒鳴り散らし、その後は一言も口を利かなかったという。自分が知らないことがテレビで取り上げられ評判になったら、「聞いていない」と担当者を呼びつけて執拗に責めたてる。知事レクの際に気に入らないことがあると机を叩いて激怒するなど、枚挙にいとまがない。

また、幹部に対するチャットによる夜中、休日など時間おかまいなしの指示が矢のようにやってくる。日頃から気に入らない職員の場合、対応が遅れると「やる気がな



残りは百条委員会等で

ありがとうございました。